



労組周辺動向 No.66

2019年7月26日現在

1. 法・政策

(1) 厚生労働省が派遣労働者の賃金引き上げガイドラインを公表：混乱も

厚生労働省職業安定局長は各都道府県労働局長宛に通達（職発0708第2号）を出し、派遣労働者の公正な待遇確保のためとして、その賃金の引き上げのガイドラインを示した。その解釈・適用について同省内外で混乱がある。

当該通達は以下（日本語）。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000526710.pdf>

(2) 「副業の労働時間 合算せず」－企業の管理義務廃止案

厚生労働省は、副業・兼業を推進するため、これまで「複数職場の労働時間は通算する」としてきた労働基準法の規定を削除する案を盛り込んだ報告書をまとめた。これが実現すると、本業と副業を合わせて過労死ラインを超える長時間労働をさせることも可能になり、働き方改革関連法により四月から定めた残業の上限規制が骨抜きになるおそれがある。今後、労使の代表らで構成する労働政策審議会（厚労相の諮問機関）で議論するが、労働側の反発は必至だ。

労働時間を通算しないとすると、現行法では違法な長時間労働も合法になってしまう懸念がある。

また法定労働時間を超えた時間外労働には25%増などの割増賃金を払わねばならないが、この義務もなくなる。企業の負担が軽くなる分、長時間労働の歯止めもかかりにくくなる。

現在の労働基準法では、複数の企業で働き、通算労働時間が法定の一日8時間・週40時間を超えた場合は、後から雇用契約を結んだ企業が割増賃金を払う。

「第9回『副業・兼業の場合の労働時間管理の在り方に関する検討会』（2019年7月25日）で承認された報告書（案）」（日本語）は以下。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909500/000532495.pdf>

2. 法違反・闘い

(1) 被害男性の労災保険について国が誤って返還要求繰り返す

勤務中のけがで仕事ができなくなり、労災保険などを受け取った男性に対し、国が誤って返還を求めていることが分かった。

労災保険が支払われた場合、労働基準監督署はその分を事故の相手側から回収するが、このケースでは相手側に支払い能力がなかったため、男性が受け取る事故相手の自賠責保険から回収しようとしていた。

最高裁判所は去年、こうした場合は回収より被害者保護を優先すべきという判断を示しているが、労働基準監督署はことし5月まで繰り返し督促状を送っていた。

(2) 部活顧問三つ掛け持ち それでも正規教員と手当に差

東京都内の私立高校に非正規教員として勤めていた男性2人が、非正規雇用を理由に住宅手当を支給されないのは違法だとして、学校側に損害賠償を求める裁判を起こした。2人はすでに契約を打ち切られているが、生徒約150人が雇用継続を求める署名を集めたといい、男性の1人は「理不尽なことがまかり通る学校から、夢や希望を持った生徒は育たない」と話している。

原告の2人は京華商業高で1年契約の「有期専任」という非正規雇用の教員として、フルタイムで勤務。働くうち、同校では正規雇用の「専任」の教員には月額3万円程度とみられる住宅手当の支給があることを知った。原告の2人を含む有期専任教員には、そうした手当の支払いはなかった。

このほか、原告の2人は、部活動の監督などで長時間労働を余儀なくされているのに、残業代が支払われていないとも主張している。同校にはタイムカードがなく、教員の労働時間を管理する十分な仕組みがそもそも整っていなかったという。原告側は団体交渉で学校側に改善を求めたというが、学校側は「部活はボランティアであり、教員が好きでやっていること」などとして長時間労働を認めず、残業代の支払いも拒否したという。

原告の2人は今年3月末で契約を打ち切られた。2人は違法な雇い止めだとして、雇用の継続を求める訴訟をすでに別に起こしている。

(3) 36協定の新たな型に対して過労死遺族らが反発—「残業抑制の流れに反する」

時間外労働（残業）に初めて罰則付き上限を設けた働き方改革関連法成立を受け、厚生労働省は経営側と働き手が残業時間の範囲を定める協定書の新たな「ひな型」を事業者ら向けに作成・公表した。ただ、そこに例示された上限時間が国の過労死認定基準（過労死ライン）に近く、過労死遺族らは近日中に見直しを求める申入書を厚生労働省に提出する。

「36協定の記入例」（厚生労働省作成）は以下（日本語）。

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/var/rev0/0145/3501/201417145916.pdf>

(4) 警備会社の違法な給与未払いに労働基準監督署から是正勧告

名護市辺野古の海上警備で給与未払いなどの労働基準法違反があるとして、那覇労働基準監督署は、セントラル警備保障（C S P）に是正勧告した。警備員を船上に拘束しながら給与を支払わない「休憩」時間は実質的に労働だと判断し、業務開始の2017年12月にさかのぼって支払うよう指導した。C S Pは「勧告を受けたことは事実で、真摯（しんし）に受け止めている」と述べた。

C S Pは24時間勤務のうち8時間を「休憩」として扱ってきた。この時間が加算されることで、労働時間は上限を大幅に超えて違法となる。労基署はこの点についても改善策を1カ月以内に示すよう求めた。

現職と元職の複数の警備員が労基署に給与未払いを申告していた。「休憩」中も船上で拘束され、突発事態に対応する必要があり、労基署は労働時間中に待機している「手待ち時間」と判断した。

沖縄防衛局発注の辺野古海上警備では16年、前の受注会社も同様の給与未払いを労基署に指摘されていた。再び違法と認定されたことについて、防衛局は「勧告とC S Pの対応を確認し、適切に対応する」とだけ述べた。

(5) 「農業は残業代ゼロ」はおかしいー養鶏社員が勤務先提訴へ

天候に左右されがちな農業は労働時間が定まらず、残業代を支払う必要はない——。そんな労働基準法の規定を理由に残業代を出さない養鶏会社を相手に、社員が支払いを求めて近く福岡地裁に提訴する。現場では機械化が進み、規定は実態に合わないと言主張する。

男性のおもな業務は鶏卵の生産数や重量などのデータ管理で、コンピューターを使っての作業になる。始業時刻（午前8時半）前の午前7時ごろから勤務し、終業時刻の午後5時を超えて夜まで残業することが多い。しかし、2012年4月の入社以降、残業代は支払われていないという。

(6) 「業務を減らして、残業ゼロ」にNG、一体なぜ？ 不当労働行為と認定

東京都労働委員会は物流会社「トールエクスプレスジャパン」（大阪市）に対し、少数派労働組合に加入した集配ドライバー10人の業務を減らし、残業を禁止したのは、不当労働行為に当たるとして、賃金減額相当分として計約56万円を支払うように命じた。

10人は、歩合給から残業代が引かれる会社の給与体系は不当として、残業を一部拒否。これに対し、会社は業務量を減らして残業を一切禁止する措置をとったため、歩合給などの減少や組合員の脱退が起きていた。

(7) 東京都労働委員会、青林堂に救済命令

団体交渉をしていた相手方の労働組合を批判する本を出版したのは不当労働行為に当たる

として、東京都労働委員会は漫画雑誌「ガロ」を発行していたことで知られる出版社「青林堂に、救済命令を出した。

同社は平成28年9月、労働組合「東京管理職ユニオン」加入後に解雇され、その後に和解が成立して復職した男性社員の労働条件について組合と交渉中だったにもかかわらず、「中小企業がユニオンに潰される日」という本を出版。男性の氏名や写真を本に掲載し、著者を同社顧問として交渉の場に出席させた。

(8) 「部活動は労働時間」と認定し是正勧告

残業代の不払いがあったとして、中央労働基準監督署が私立京華商業高に労働基準法違反で是正勧告したことがわかった。教員の「自発的行為」とみなされてきた部活動を労働時間と認定しており、今後、同じ判断が広がる可能性がある。

同ユニオンは、同高でバレー部とダンス部の顧問を兼任している教員について、「部活動などで月に50時間前後残業しており、過去2年間で約600万円の残業代の不払いがある」としている。

(9) 無給医は労基法違反：医師ユニオンが厚労省に緊急点検を要望

大学病院などで診療に当たりながら給与が支払われない「無給医」の問題について、勤務医で作る労働組合は、全容を解明するため、厚生労働省にすべての大学病院を緊急点検することなどを求めた。

大学病院などで診療にあたっていても給与が支払われない無給医について、文部科学省は全国に2,191人の無給医がいることを先月、初めて認めた。

これを受けて、勤務医でつくる労働組合「全国医師ユニオン」などは、厚生労働省に対して、労働基準監督署による大学病院への一斉点検の実施や再発防止の指導を徹底することなどを求める要望書を提出した。

3. 情勢・統計

(1) LGBTへ配慮し岐阜県内33市町が投票所入場券性別記載廃止

性的少数者(LGBT)に配慮し、投票所入場券から男女の記載をなくす動きが岐阜県内自治体で進んでいる。21日投開票の参院選では全42市町村中、性別欄の廃止が33市町(78・57%)にまで増えた。LGBTの中でも、心と体の性が一致しないトランスジェンダーにとって、入場券に戸籍上の性別があることが投票所に向かう妨げとなっていた。当事者は性別欄廃止の動きを歓迎しつつ「トランスジェンダーは他人の目を気にしている。外見が戸籍の性別と違って、自然で柔軟な対応をしてほしい」と投票所で本人確認に当たる職員に理解が広がることを願っている。

(2) 同性婚を認めないのは「重大な人権侵害」－日本弁護士連合会が法改正求める

同性婚が法律上認められていないのは「重大な人権侵害」だとして、日本弁護士連合会は法改正を求める意見書をまとめ、公表した。全国の性的少数者（LGBT）約450人から2015年に人権救済申し立てを受けた措置。同性婚に関する意見書をまとめたのは初めてという。

意見書は、婚姻の捉え方について、「生殖と養育の場」から「夫婦の親密な生活の場」に変化していると指摘し、「同性同士も婚姻の自由が保障されるべきだ」と主張。婚姻を「両性の合意のみに基づくとした憲法24条について、「同性婚を禁止する趣旨ではない」と訴えている。

「同性の当事者による婚姻に関する意見書」（2019年7月16日・日本弁護士連合会）は以下（日本語）。

https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2019/opinion_190718_2.pdf